

令和3年第12回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月27日（月）
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 (16人)
会 長 1番 岩崎 信一郎
会長代理 2番 松本 千代治
委 員 3番 山口 隆 4番 谷脇 文弘 5番 松崎 常俊
6番 津口 祐二 7番 岸本 六郎 8番 白石 幸憲
9番 福田 務 10番 葉山 諭 12番 浦口 大輔
14番 朝長 久夫 15番 宮崎 壽治 16番 水嶋 政明
17番 葉山 静子 18番 知念 近海
5. 欠席委員 (3人)
11番 瀬川 洋子 13番 辻尾 政幸 19番 田中 初治
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第56号 農用地利用集積計画の決定について
議案第57号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第58号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項 農地の転用事実に関する照会について
転用許可不要案件届出について
農地改良等届出について
7. 事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から令和3年西海市農業委員会第12回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中16名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長　　これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長　　今回の議事録署名委員は、6 番：津口委員、7 番：岸本委員にお願いいたします。

議 長　　それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番について事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について「1 番」について説明いたします。資料は 2 頁となります。物件は西彼町下岳郷字大新田及び喰場郷字井川尻の田 6 筆 6,058 m²と畑 5 筆 4,376 m²、計 11 筆 10,414 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可あり次第、売買にて所有権を移転する。譲り渡し人が、相続した財産の管理が困難なため、実家の隣に住む譲り受け人に財産の処分について相談。今回、売買で所有権移転することになり申請となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。今回、相続により取得した財産について、財産管理が困難なため、実家の隣に住む、譲り受け人に財産処分について相談した。売買による権利移転の合意に至ったことから、今回の申請手続きになったと聞いています。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 3 頁から 11 頁までで、1 頁に位置図、3 頁に付近状況図、4 頁から 5 頁に現況写真、7 頁から 9 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。11 頁・12 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅より 20m から 1.4 k m の位置にあり、徒歩で約 17 分以内のところに申請地がある状況です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました 1 番につきまして、6 番委員、補足説明をお願いします。

6 番 　　6 番委員です。24 日に、地元推進委員 2 名と現地を見に行ってきました。今回の譲り受け人はミカン類、果樹類を主に作っておられる方で、米・野菜も少々作っておられます。今回の対象地は 10 頁の分が、2 番以外は全部水田で、11 頁が畑となっていますが、川を隔てて向かい合った近い場所にあります。申請地の 1 番から 7 について、田んぼは 10 年近く耕作されていないそうですが、2・3 年前まで保全管理をされていたということで、セイタカアワダチソウ等は茂っていますが、まだ復帰可能と判断し、今回譲り受けることになったようです。

それと川向かいの 8 番から 11 番ですが、申請地の 8 番には柿と、写真ではわかりにくいですが里芋が植えられていました。申請地 10 番と 11 番は、これもちょっとわかりにくいですが、畑いっぱいには渋柿が植えられていました。ここも 2 年ぐらい前まで下刈りをされていたため、木も枯れずにそのまま残っており、下刈りすると再生できるのでは、と話されていました。譲り受け人は意欲的に野菜、果樹類を作っておられる方なので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 55 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

5 番 　　5 番委員です。質問ですが、5 頁の写真に建物が建っている土地がありますが、これはどうなっていますか。

6 番 　　この件は、旧西彼町時代に、農業用倉庫として届出済みだそうです。

事務局 　　今回は、この農地以外にも農地から非農地になった分も含めて、譲り渡し人が相続した財産全てを売買する中で、農地として該当する部分を 3 条の議案としてご審議いただき、その他非農地につきましては同意書分と通常分に分かれて議案に上がっているような状況ですので、よろしく願いいたします。

議 長 　　ほかに質問等ございませんか。無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きますて、2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「2番」について説明いたします。資料は12頁となります。物件は西海町丹納郷字三ノ田の原野、現況畑の1筆174㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、直ちに贈与し、所有権移転を行う。圃場整備地区の区域外にある申請地について、周辺農地の利便性向上のため、隣接地所有者の譲り受け人へ贈与を行うもの。となっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。申請地を実質耕作している譲り受け人に正式に名義変更を行うため、今回、贈与による所有権移転登記を行うことになり、今回の申請に至ったと聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁及び13頁から16までで、1頁に位置図、13頁に付近状況図、14頁に現況写真、15頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。16頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約2.2kmの位置にあり、車で約7分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 2番につきまして、4番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4番委員です。23日に、譲り受け人と話をしてきました。それによると、丸田地区の圃場整備の際、申請地が圃場整備区域外のため残地となり、以前あった作業道もなくなったため、双方の話合いにより、譲り受け人が贈与を受けて、所有権の移転を早めにしたということでした。大々的にミカンと野菜を作っている方で、何の問題もないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第55号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「3 番」について説明いたします。資料は 17 頁となります。物件は
西海町七釜郷字後平の畑、計 6 筆 338 ㎡の申請となります。申請地の
地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は
議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、
直ちに売買し所有権移転を行う。それぞれの譲り渡し人に土地の譲渡
について相談したところ、申請地も含めた話になり、今回の申請にな
った、となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっていま
す。申請地の北側の土地の取得を相談したところ、他の土地購入も相
談され、申請地を取得する運びとなり、今回の申請に至った、と聞い
ております。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当・非該当の区分
ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましては、すべて非
該当となっています。関係資料は 1 頁及び 18 頁から 21 頁までで、1
頁に位置図、18 頁に付近状況図、19 頁に現況写真、20 頁に字図を添
付しています。黄色に塗られているところが申請地です。21 頁は航空
写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自
宅から約 250m の位置にあり、徒歩で約 4 分以内のところに申請地が
ある状況です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべ
て満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 3 番について、5 番委員、補足説明をお
願いします。

5 番 5 番委員です。25 日に私と地元推進委員で現地に行き、譲り受け人
の代理の方に来てもらいまして、確認をいたしました。ここは以前、
非農地の申請が上がっていたところの隣接地にあたり、譲り受け人が
その非農地の購入を申し出たところ、所有者 2 名のどちらとも今後耕
作の予定がないため、本件申請地の購入を併せて持ち掛けられたもの
であります。行って見ますとイノシシの被害ででこぼこしていましたが、
農地として利用してもらえれば、何も問題ないと思いますのでよ
ろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 55 号の 3 番について説明がありました。

これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 22 頁をお願いします。議案第 56 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

23 頁は農用地利用集積計画集計表で、今回は使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）一括分 2 筆 1,577 m²が計上されています。

24 頁は県公社借入分の従来分で今回申請はありません。25 頁は県公社借入分の一括分で、今回 2 件 2 筆 1,577 m²が計上されています。26 頁は 2 番の一部使用の資料となっています。今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。新規契約分 2 筆分の賃貸借契約が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きます。議案第 57 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 27 頁をお願いします。議案第 57 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は 28 頁から 33 頁までです。28 頁は利用配分計画の合意解約分で 1 件 7 筆 29,489 m²となっています。29 頁は従来分の利用配分計画分で、1 番から 7 番の 7 筆は、28 頁の合意解約 7 筆分を 1 者に再配分する内容となっています。30 頁は一括分 2 件 2 筆 1,577 m²を配分するもので、先ほど 25 頁の集積計画したものを、配分する内容となっています。31 頁から 33 頁に今回の借り受け者の経営状況を添付しています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 まず、通常分の 1 番から 7 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。ここは、借り受け者が佐世保の法人で場所は伊佐ノ浦になります。遠方になるものですから担当者に電話で確認をしまして、耕作を続けていくということで確認を得ました。今は圃場もきれいにされていて、何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 続きます。一括分の 1 番の補足説明を 14 番委員をお願いします。

14 番 14 番委員です。借り受け者は、10 数年前に多以良地区に移住をして来られ、主に野菜とか水田を耕作しております。対象地は地目は田となっていますが、そこに小さなハウスが建てられていて、それも一緒に借りるということで、賃借料が 610 m²に対して 3 万円と、少し高くなっているものと思われま。本人さんからそこに野菜を植えたいということで聞いております。以上です。

議 長 続きます。一括分の 2 番の補足説明を 15 番委員をお願いします。

15番 15番委員です。23日に、地元推進委員に同行してもらい、現地で申請者から経緯を伺いました。ここの畑の地主は遠方に住んでおられ、実家の母親が管理をしておられましたが、高齢により管理が出来なくなり、荒らしていたそうです。そこで近所にお住いの申請者に管理の依頼がありまして、結局借地として引受け、今は雑草も刈り取られています。申請者は70代半ばですが、まだまだ現役で、また今は息子さんが後継者として頑張っておられ、本件については、何らの問題はないと思われまます。ちなみに今年1月にも、隣接地の荒れ地を、申請者が借受けてミカンをつくっています。こういった方に耕作放棄地をどんどん借りていてもらいたいと思います。以上です。

議長 ただ今、議案第57号についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第57号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第58号「非農地通知の対象とするものの決定について」の通常分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料34頁をお願いします。議案第58号非農地通知の対象とするものの決定について、を説明します。今回は通常分2件・6筆・6,232㎡と同意書分66件・313筆・222,709㎡の合計延べ68件で実質66件・319筆・228,941㎡について、審議を頂きたいと思います。

通常分について説明します。資料の34頁をお願いします。物件1番から4番の4筆は西海町太田和郷の物件で、資料は35頁及び36頁から39頁です。申請者は西海町太田和郷にお住まいの方です。35頁に申請地位置図、36頁に付近近況図、37頁に現況写真、38頁に字図、39頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件6番・7番の2筆は西彼町喰場郷の物件で、資料は35頁及び

40 頁から 43 頁です。申請者は長崎市横尾一丁目にお住まい方で、西彼町に縁のある方です。35 頁に申請地位置図、40 頁に付近近況図、41 頁に現況写真、42 頁に字図、43 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番から 4 番の補足説明を、5 番委員にお願いします。

5 番 5 番委員です。25 日に、私と 17 番委員と地元推進委員の 3 人で、現地確認に行きました。申請者から事前に相談されており、場所もわかっていたので、3 人だけで確認をしてきました。ここは田んぼでしたが、もう何十年も耕作されておらず、申請者が若いときは、草を刈るなどしていましたが、最近はちょっと体調が悪いそうで、管理ができず荒れてしまい、将来的にも耕作できないということでした。また、もともと出水があり、膝より上が埋まってしまうぐらいの田んぼでしたので、現状で、何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、5 番と 6 番の補足説明を、6 番委員にお願いします。

6 番 24 日に、地元進委員 2 名と一緒に現地を見てきました。現地は行ってみますと、どちらにもビワの木が植わっていましたが竹や雑木がかなり生い茂っていて、この畑の周りにも、ヒノキの結構大きいのが植わってしまっていて、写真ではわかりにくいですが、日当たりが結構悪い場所でした。現地は農地に戻すのはちょっと難しいと思われましたので、非農地が適当であるとみんな判断してきました。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第 58 号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 58 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 6 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 58 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 44 頁から 59 頁をお願いします。議案第 58 号「非農地通知の対象とすることの決定について」同意書分を説明します。今回は 66 件、313 筆・222,709 m²の申請となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、令和 2 年度の農地パトロール（利用状況調査）において、B 分類の判定をしている農地を対象とし、土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、11 月 11 日以降 12 月 14 日までに受け付けた分の非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。44 頁の物件 1 番から 5 番の 5 筆は西彼町の物件です。申請者の方は、西彼町にお住まいの方と長崎市横尾一丁目にお住まいの方です。44 頁の 6 番から 59 頁の 308 番の 303 筆は西海町の物件です。申請者の方は、西海町にお住まいの方、西海町の法人の方、大島町にお住まいの方です。59 頁の 309 番から 313 番の 5 筆は大島町の物件です。申請者の方は大島町にお住まいの方です。関係資料は 60 頁から 68 頁までと別冊の 1 頁から 76 頁までです。

60 頁に西海市管内図、位置図の配置図資料を添付しました。61 頁から 68 頁に航空写真配置図を添付しました。61 頁に西彼町、62 頁から 67 頁に西海町、68 頁に大島町の配置図を添付しています。赤枠内の番号「1」が航空写真の番号「1」と連動しています。別冊 1 頁から 76 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。44 頁の申請地「1 番」申請地番「1 番 1」の地図等の「西彼 1」について、61 頁の配置図 1 の赤枠「1」西彼町鳥加郷、下岳郷、喰場郷の赤枠 1 と、別冊 1 頁の航空写真の西彼 1、西彼町鳥加郷「No. 1」、「1-1」が、それぞれ連動しています。

申請地のほうですが、全体的にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。同意書分 66 件、313 筆、222,709 m²について審議をお願いします。当月分

の累計として 59 頁の下段に計 319 筆、228,941 m²と記載しております。
事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案 58 号の同意書分について説明がありました。同意書分には補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 58 号の同意書分 1 番から 313 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で、議案審議は終わります。

議 長 　　次に報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　報告事項の説明を行います。資料は別冊 77 頁から 96 頁となります。今回は農地の転用事実に関する照会 1 件、農地転用許可不要案件届 1 件、農地改良等届 1 件の計 3 件について報告します。

78 頁をお願いします。農地の転用事実に関する照会（地目変更登記）について報告します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。

本件は平成 2 年 7 月 18 日に農地法第 5 条の許可を受けていた案件で、令和 3 年 11 月 25 日に農業委員会事務局が確認した内容について、開帳及び地元農業委員に説明を行い、29 日付で非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は別冊 77 頁及び 79 頁から 82 頁となります。77 頁に位置図、79 頁に付近近況図、80 頁に申請地の現況写真、91 頁に字図、92 頁に航空写真を添付しております。本件は田、畑から雑種地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。平成 2 年 7 月 18 に農地法第 5 条の許可でゴルフ場の駐車場として賃貸借契約を締結する内容で、農地転用許可を受けていたが申請人が地目変更登記を行っていなかった案件で、許可証を持っていないため、今回の地目変更登記申請に至っている。

次に 83 頁をお願いします。本件は農地転用許可不要案件届の携帯電話用無線基地局の設置を目的としたもので、申請地は西海町木場郷字木場の畑 1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

申請地の面積 389 m²のうち 4 m²を携帯電話無線基地局建設用地として使用する申請となっています。工期は令和 4 年 1 月 15 日から令和 4 年 2 月 14 日を予定しています。関係資料は 77 頁及び 84 頁から 89 頁までで、77 頁に位置図、84 頁に付近近況図、85 頁に現況写真、86 頁に字図、87 頁に航空写真、88 頁に土地利用計画図・平面図、89 頁に立面図を添付しています。

次に 90 頁をお願いします。本件は農地改良等届出で、申請地は西彼町中山郷字中川内の畑 1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 287 m²の一部について、隣接地のこども園の通園児の安全確保及び申請農地の土砂流出を防止するため、申請地内に土留めブロック塀 30.8m を設置し、ブロック塀と里道との敷地境界の間にアスファルト舗装 21.551 m²をおこなう申請となっています。工期は令和 4 年 1 月 11 日から 1 月 31 日を予定しています。関係資料は 77 頁及び 91 頁から 96 頁までで、77 頁に位置図、91 頁に付近近況図、92 頁に現況写真、93 頁に字図、94 頁に航空写真、95 頁に被害防除計画書、96 頁に土地利用計画図を添付しています。周辺の土地も自己所有地であるため、周辺農地に被害発生のおそれがない状態となっています。事務局からの報告は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。
無いうでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

議 長 無いうでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
来月の総会は
日時 令和 4 年 1 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分から
場所 西海公民館 2 階講堂

代 理 これを持ちまして西海市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和3年12月27日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人